

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多様な事業者の参画と協働により、小諸市に暮らす人も訪れる人も働く人も幸せを感じられる持続可能な観光地域づくりを着実に進めることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小諸市補助金等交付規則（昭和36年小諸市規則第12条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定により許可を受けた旅館業を営む者をいう。
- (2) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。
- (3) 交通機関 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定により許可を受けた鉄道事業を営む者、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により許可を受けた一般旅客自動車運送事業を営む者又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定により認定を受けた自動車運転代行業を営む者をいう。
- (4) 経済団体 一定地域の商工業者によって組織され、かつ、当該地域の経済発展等に寄与するための活動を行う事業所及び同業者によって組織された団体で、当該業界の親睦、地位及び技術の向上、発展等に寄与するための活動を行う団体をいう。
- (5) 酒類製造業者 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条の規定により免許を受けた酒類を製造する者をいう。
- (6) 酒販店 酒税法第9条の規定により免許を受けた酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をする者をいう。
- (7) 市税 小諸市市税条例（昭和29年小諸市条例第25号）に規定する市税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に事業所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 旅館業者、旅行者、交通機関、経済団体、酒類製造業者、酒販店又は飲食店
- (2) 小売業者のうち、長野県の特産品等を販売するもの

- (3) 前2号に規定する者が3者以上で構成するグループ
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、交付対象としない。
- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合又は暴力団等と関係を有する者
（補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、補助対象者が行う市内での宿泊を伴う旅行に結び付く新たな取組に必要な経費であって、地域における課題を解決するとともに持続可能な事業活動に資するものとし、補助率、限度額及び対象経費は、次のとおりとする。

補助事業	補助率	限度額	補助対象経費
経済団体又は補助対象者が3者以上のグループを形成して行う事業	10/10以内	100万円	1 調査費 市場調査、コンサル委託、書籍購入等 2 開発推進費 モニターツアー経費、メディア・エージェント招へい費、人材育成のための研修費等
補助対象者が1者で行う事業	5/10以内	50万円	3 備品購入費 プロジェクター・スクリーン等のリモート会議設備、ワイン・酒サーバー等 4 工事費 Wi-Fi環境整備工事、新たな需要を取り込むための工事等 5 販売促進費 印刷物製作費、PR映像制作費、広告掲載費、Webサイト製作費、クーポン発行原資等 6 その他 市長が特に必要と認める経費

- 2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。
- 3 算出額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。
（事業計画書の提出等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があった場合において、内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

3 市長は、前項の交付の内示を行う場合には、外部有識者に意見を求めることができる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けて事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第3号）

(2) 市税を完納したことがわかる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、申請書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付決定通知書兼指令書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金に係る変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助対象経費の区分毎に20パーセント以内の金額の変更である場合

イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金に係る中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金額を確定し、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

- 2 市長は、第7条の交付決定を行った後において、補助事業の一部が遂行されたと認めるときは、補助対象事業費の9割を上限として概算払をすることができる。
- 3 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 規則第18条の規定に反して承認を受けないで、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第13条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分制限）

第14条 取得財産等のうち、規則第18条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他財産とし、同条第2項に規定する期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準ずるものとする。

2 補助事業者は、取得財産等の処分について市長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第11号）により市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（小諸市観光の未来創造筋力アップ支援事業補助金交付規則の廃止）

2 小諸市観光の未来創造筋力アップ支援事業補助金交付規則（令和3年小諸市規則30号）は、廃止する。

（宛先）小諸市長

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業計画書

1 申請者等の概要

（1）申請者

事業者名 （団体名）		代表者	
電話番号		e-mail	
担当者所属		担当者名	

（2）本事業実施にあたっての構成事業者（多数の場合は、別紙を可とする。）

法人や店舗等の名称	代表者	業種	所在地

2 事業計画

事業名	
事業タイプ	単独 / 経済団体 / 3者以上のグループ 該当項目に○印記入)
実施期間	開始： 年 月 日 終了： 年 月 日
解決すべき 地域の課題	

計画の内容	<p>【計画内容】（以下の項目について詳細にご記載ください）</p> <p>① 実施する事業内容の詳細</p> <p>② 共同事業により期待される効果</p> <p>③ 各構成事業者の役割・取組</p> <p>④ 事業実施による売上見込・収益配分、構成事業者毎の費用の負担割合等</p> <p>⑤ 購入する備品、販促物等の必要性</p>	
事業実施による効果	効果項目	具体的に記載ください。
	<input type="checkbox"/>	売上の回復
	<input type="checkbox"/>	経費の削減
	<input type="checkbox"/>	地域課題の解決
	<input type="checkbox"/>	人材育成・人材の定着
	<input type="checkbox"/>	営業方法の改善
	<input type="checkbox"/>	その他
その他		

3 収支計画

(1) 収入

(単位:円)

項目	予算額	備考
1 補助金	円	持続可能な観光地域づくり推進事業補助金
2 自己資金	円	負担内訳 ()
3 借入金	円	
4 売上	円	
5 その他	円	
合計	円	

(2) 支出

経費区分	内容 (積算)	事業費 a (税込)	事業費 b (税抜)	補助額 c (b × 補助率)
1 調査費		円	円	/
2 開発推進費		円	円	
3 備品購入費		円	円	
4 工事費		円	円	
5 販売促進費		円	円	
6 その他		円	円	
合計		円	円	円

※記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小諸市長

郵便番号
所在地
申請者名
（代表者名）

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付申請書

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第6条の規定に基づき、補助金の交付について、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 誓約書（様式第3号）
- 2 市税を完納したことがわかる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

誓約書

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金を申請するにあたり、次のとおり宣誓します。

- 1 本事業実施にあたっての構成事業者すべてが本計画に賛同しています。
- 2 申請者及び本事業実施にあたっての構成事業者すべてが市税の滞納はありません。
- 3 申請者及び本事業実施にあたっての構成事業者すべてが小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団等と関係を有する者ではありません。
- 4 交付決定の取消しを受け、既に給付金が交付されていた場合は、直ちに、交付を受けた給付金を返還します。
- 5 市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

郵便番号

住 所

申 請 者

（グループ代表）

様式第4号（第7条関係）

小諸市指令第 号

補助事業者
所在地
氏名又は名称

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付決定通知書兼指令書

年 月 日付で申請がありました小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金については、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第7条の規定に基づき、次の条件を付して 円を交付します。

年 月 日

小諸市長

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金に係る変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- 3 補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金に係る事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）小諸市長

郵便番号
所在地
申請者名
（代表者名）

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金について、下記の通り変更したいので承認されるよう、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第 8 条第 1 号の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

事業計画書の変更部分を二段書きにして、変更前をカッコ書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）小諸市長

郵便番号
所在地
申請者名
（代表者名）

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金について、下記の通り中止（廃止）したいので承認されるよう、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第8条第2号の規定に基づき、申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）小諸市長

郵便番号
所在地
申請者名
（代表者名）

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業が完了したので、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第9条の規定に基づき、関係書類を添えて実績報告いたします。

記

1 事業名

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類

- （1）補助事業実績書
- （2）その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者名） 様

小諸市長

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定した小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業については、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第10条の規定に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| | (A) | | |
| 2 | 概算払済額 | 金 | 円 |
| | (B) | | |
| 3 | 請求額（返還額） | 金 | 円 |
| | (A-B) | | |

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）小諸市長

郵便番号
所在地
申請者名
（代表者名）

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付確定通知があった小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金について、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第11条第1項の規定に基づき、請求します。

記

請求額 金 _____ 円

交付確定額	概算払受領済額	今回の請求額
円	円	円

振 込 先	金融機関名	銀行（金融機関コード【4桁】： ） 支店（支店コード 【3桁】： ）
	口座種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	（フリガナ） 口座名義	

様式第 10 号（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）小諸市長

郵便番号
所在地
申請者名
（代表者名）

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金について、小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第 11 条第 3 項の規定に基づき、請求します。

記

概算払請求額 金 _____ 円

補助事業に要する経費	交付決定額
円	円

振 込 先	金融機関名	銀行（金融機関コード【4桁】： ） 支店（支店コード 【3桁】： ）
	口座種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	（フリガナ） 口座名義	

様式第 11 号（第 14 条関係）

年 月 日

（宛先）小諸市長

郵便番号
所在地
申請者名
（代表者名）

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金に係る財産処分承認申請書

小諸市持続可能な観光地域づくり推進事業補助金交付規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 財産処分の内容

（1）処分する財産名等

（2）処分方法（有償・無償の別も記載すること。）

（3）処分予定日

（4）処分の相手方（住所、氏名又は名称、仕様の目的等）

2 財産処分の理由